

宮城県地域維持型建設共同企業体運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、県が発注する地域維持事業において、地域維持型契約方式の適用に当たり、地域維持型建設共同企業体を活用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 地域維持事業とは、地域における公共土木施設の維持管理のために必要不可欠な災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどをいい、維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まないものとする。

2 地域維持型契約方式とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第17条第1項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）第2の2（1）③に規定された地域維持型契約方式をいう。

3 地域維持型建設共同企業体とは、地域維持事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成させる共同企業体をいう。

(地域維持型建設共同企業体の活用)

第3条 地域維持型建設共同企業体を活用する場合には、宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程（平成13年宮城県告示第727号）別表第2の適正な運用を図るものとする。

(対象事業)

第4条 地域維持型建設共同企業体により施工することができる地域維持事業は、建設工事競争入札委員会に付議し、承認を受けた地域維持事業とする。

2 地域維持型建設共同企業体以外の有資格業者（建設工事執行規則（昭和39年宮城県規則第9号。以下「規則」という。）第4条第1項に規定する登録（以下「入札参加登録」という。）を受けていること）が、前項の規定により承認を受けた地域維持事業を確実に施工できると認められる場合は、対象地域維持事業に単体の有資格業者を参加させることができるものとする。

(運営形態)

第5条 地域維持型建設共同企業体の運営形態は、共同施工方式（全構成員があらかじめ定めた出資割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって地域維持事業を施工する方式をいい、以下「甲型」という。）又は分担施工方式（各構成員間で受注した地域維持事業をあらかじめ工区等に分割し、各構成員はそれぞれの分担した工区等について責任をもって施工する方式をいい、以下「乙型」という。）とする。

(構成員の数)

第6条 地域維持型建設共同企業体の構成員の数は、2社から10社程度とする。

(構成員の要件及び組合せ等)

第7条 地域維持型建設共同企業体の構成員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 全ての構成員は、発注しようとする地域維持事業に係る業種の全部又は一部について、入札参加登録を受けていること。
- (2) 構成員のうち、少なくとも一者は、「土木一式工事」で入札参加登録を受けた者であること。
- (3) 全ての構成員は、条件付一般競争入札等参加資格条件設定基準（平成15年4月1日施行）第4項第2号に規定する同一の地域ブロック（以下「同一の地域ブロック」という。）内に、本社又は本店を有する者であること。
- (4) 構成員のうち二分の一以上は、同一の地域ブロック内に、本社又は本店が10年以上所在する者であること。
- (5) 全ての構成員は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に規定する要件を満たしていること。

2 甲型の地域維持型建設共同企業体の構成員は、地域維持事業を工事請負契約により施工する場合においては、次に掲げる要件により技術者を設置しなければならない。

- (1) 下請契約の額が四千万円未満又は下請契約を締結しない場合は、全ての構成員は発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2号に規定する許可業種（以下「許可業種」という。）に係る国家資格を有する主任技術者（以下「主任技術者」という。）を工事現場毎に設置しなければならない。なお、請負金額が三千五百万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。
- (2) 下請契約の額が四千万円以上となる場合は、建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けた構成員（以下「特定建設業者」という。）一社以上が当該許可業種に係る監理技術者（その他の構成員は主任技術者）を設置しなければならない。また、請負金額が三千五百万円以上となる場合は設置された監理技術者は専任でなければならない。ただし、請負金額が三千五百万円以上であっても、「土木一式工事」で入札参加登録を受けている構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で設置する場合は、他の構成員の設置する技術者の専任を求めないものとする。

3 乙型の地域維持型建設共同企業体の構成員は、地域維持事業を工事請負契約により施工する場合においては、次に掲げる要件により技術者を設置しなければならない。

- (1) 分担工事に係る下請契約の額が四千万円未満又は下請契約を締結しない場合は、当該分担工事を施工する構成員は、許可業種に係る主任技術者を当該工事現場に設置しなければならない。なお、分担工事に係る請負金額が三千五百万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。

- (2) 分担工事に係る下請契約の額が四千万円以上となる場合は、当該分担工事を施工する特定建設業者は、当該許可業種に係る監理技術者を設置しなければならない。また、分担工事に係る請負金額が三千五百万円以上となる場合は設置された監理技術者は専任でなければならない。

(代表者)

第8条 地域維持型建設共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 構成員のうち「土木一式工事」で入札参加登録を受けた者で施工能力の大きい者であること。
- (2) 代表者は、同一の地域ブロック内に、本社又は本店が10年以上所在する者であること。

(出資割合等)

第9条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大でなければならない。

- 2 甲型の場合は、全ての構成員の出資割合が均等割の10分の6以上でなければならない。
- 3 乙型の場合は、分担施工額のない者を構成員としてはならないものとする。

(入札参加資格審査申請)

第10条 地域維持型建設共同企業体は、入札参加登録の申請をしようとするときは、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 地域維持型建設共同企業体入札参加登録申請書（様式第1号）
- (2) 地域維持型建設共同企業体協定書の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 1の建設業者が前項に規定する競争入札参加資格審査申請を行うことができる地域維持型建設共同企業体の数は、1とするものとする。
- 3 既に地域維持型建設共同企業体の入札参加登録のある者が、登録業種を変更しようとするときは、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。
- (1) 地域維持型建設共同企業体入札参加業種変更申請書（様式第2号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(協定書)

第11条 前条第1項第2号に規定する地域維持型建設共同企業体協定書は、運営形態ごとに甲型の場合は様式第3号、乙型の場合は様式4号に準じて作成しなければならない。

(入札参加登録)

第12条 地域維持型建設共同企業体の入札参加登録は毎年度行うものとし、その有効期限は各年度末までとする。

(解散届)

第13条 地域維持型建設共同企業体が解散し、解散届(様式第5号)を提出した場合は、入札参加登録を抹消するものとする。

(合併の特例)

第14条 1の地域維持型建設共同企業体の全ての構成員による合併があったときは、入札参加登録については、合併した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を限度として、合併後の単体企業並びに合併前の地域維持型建設共同企業体及び各構成員のそれぞれ条件に応じて、複数の等級に区分することができる。

(編成表の提出)

第15条 地域維持型建設共同企業体は、運営委員会の委員名、組織及び人員配置等を記載した地域維持型共同企業体編成表を様式第6号に準じて作成し、契約締結時に事業執行者に提出しなければならない。

(出資の割合等に関する協定書の提出)

第16条 地域維持型建設共同企業体は、甲型の場合には、地域維持型建設共同企業体の出資割合に関する協定書を様式第7号に準じて作成し、その写しを契約締結時に事業執行者に提出しなければならない。

2 地域維持型建設共同企業体は、乙型の場合には、地域維持型建設共同企業体の分担施工額に関する協定書を様式第8号に準じて作成し、その写しを契約締結時に事業執行者に提出しなければならない。

(委任)

第17条 この基準の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

宮城県地域維持型建設共同企業体入札参加登録審査申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

共同企業体の名称

共同企業体の代表者の住所、名称及び代表者名

印

共同企業体の構成員の住所、名称及び代表者名

印

印

今般、連帯責任によって請負工事（業務）の共同施工を行うため、〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇〇を代表とする〇〇〇〇〇〇共同企業体を結成したので、貴県で行われる地域維持工事（又は業務）に係る競争入札参加登録の審査を申請します。

なお、この申請書及びその添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

構 成 員 の 名 称	承認番号 建設業許可番号 許可年月日	今回審査申請する業種

宮城県地域維持型建設共同企業体入札参加登録業種変更申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

共同企業体の名称

共同企業体の代表者の住所、名称及び代表者名 印

共同企業体の構成員の住所、名称及び代表者名 印

印

〇〇年〇〇月〇〇日に登録されました〇〇〇〇〇〇共同企業体において、登録業種を変更したいので申請します。

なお、この申請書及びその添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

地域維持型 JV 承認番号 〇〇〇〇

地域維持型 JV 業者コード 〇〇〇〇〇〇

	変更前	変更後
登録業種		

※変更前、変更後の全ての業種を記入すること。

様式第3号(第11条関係)

宮城県地域維持型建設共同企業体協定書(甲)

(目的)

第1条 当共同企業体は、地域維持型建設共同企業体の対象となる工事及び業務(以下「地域維持事業」という。)を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇地域維持型建設共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は〇年とする。ただし、〇年を経過しても当企業体に係る地域維持事業の請負契約の履行後〇か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、地域維持事業の施行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価の参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事及び業務の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、地域維持事業の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、地域維持事業の請負契約の履行及び下請契約その他の地域維持事業の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、地域維持事業完成の都度当該地域維持事業について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(事業途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が地域維持事業を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち事業途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して地域維持事業を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが事業途中において破産し，又は解散した場合においては，前条第 2 項から第 5 項までの規定を準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても，当該事業につき契約不適合があったときは，各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については，運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか〇社は，上記のとおり〇〇地域維持建設共同企業体協定を締結したので，その証拠としてこの協定書〇通を作成し，各通に構成員が記名押印し，各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

様式第4号(第11条関係)

宮城県地域維持型建設共同企業体協定書(乙)

(目的)

第1条 当共同企業体は、地域維持型建設共同企業体の対象となる工事及び業務(以下「地域維持事業」という。)を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇地域維持型建設共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は〇年とする。ただし、〇年を経過しても当企業体に係る地域維持事業の請負契約の履行後〇か月を経過するまでの間は、解散することができない。

(注)〇の部分には、例えば「3」と記入する。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、地域維持事業の施行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担額)

第8条 当企業体の構成員の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担工事(業務)の価格については、運営委員会で定める。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、地域維持事業の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 構成員は、それぞれの分担工事（業務）の進捗を図り、契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第 12 条 構成員はその分担工事（業務）の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 13 条 地域維持事業施行中に発生した共通の経費等については、分担工事（業務）額の割合により毎月 1 回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員相互間の責任の分担)

第 14 条 構成員がその分担工事（業務）に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業体の責任を免がれるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(事業途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、当企業体が地域維持事業を完成する日までは脱退することができない。

(事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが事業途中において破産または解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担部分を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても，当該事業につき契約不適合があったときは，各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については，運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか〇社は，上記のとおり〇〇地域維持型建設共同企業体協定を締結したので，その証拠としてこの協定書〇通を作成し，各通に構成員が記名押印し，各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

様式第5号（第13条関係）

解 散 届

年 月 日

宮城県知事 殿

共同企業体の名称

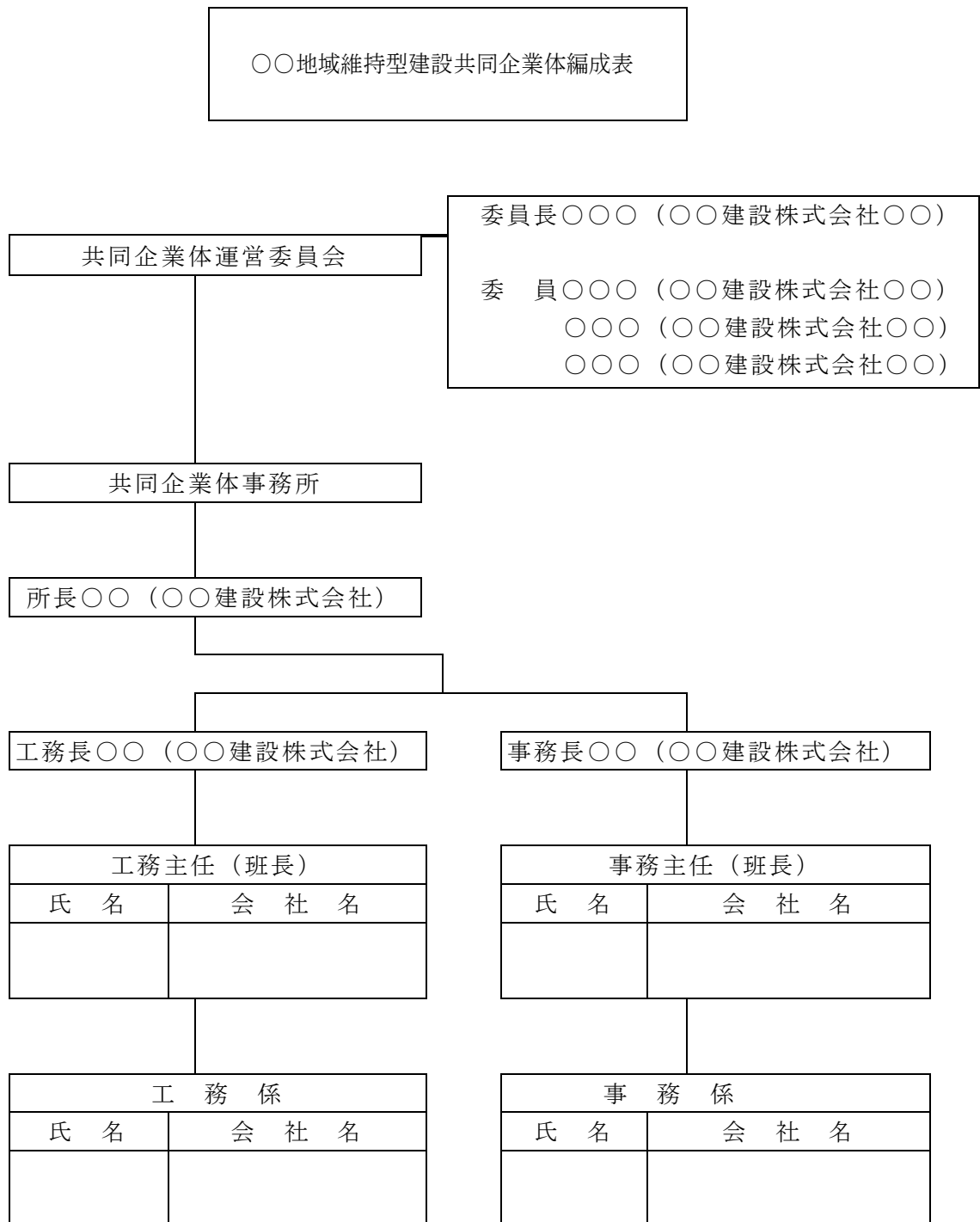
共同企業体の代表者の住所、名称及び代表者名 印

共同企業体の構成員の住所、名称及び代表者名 印

共同企業体の構成員の住所、名称及び代表者名 印

年 月 日付で入札参加登録された〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇〇を代表とする〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇共同企業体については、年 月 日付で解散したので届け出します。

様式第6号(第15条関係)



様式第7号(第16条関係)

宮城県地域維持型建設共同企業体の出資の割合に関する協定書

〇〇発注に係る下記工事（業務）について，〇〇地域維持型建設共同企業体協定書第8条の規定により，当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。

ただし，当該工事（業務）について発注者と契約内容の変更増減があっても，構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- | | | | |
|---|-----------|----------|-----|
| 1 | 工事（業務）の名称 | | |
| 2 | 出資の割合 | 〇〇建設株式会社 | 〇〇% |
| | | 〇〇建設株式会社 | 〇〇% |

〇〇建設株式会社ほか〇社は，上記のとおり出資の割合を定めたので，その証拠としてこの協定書〇通を作成し，各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印
〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

様式第 8 号(第 1 6 条関係)

宮城県地域維持型建設共同企業体の工事（業務）の分担に関する協定書

〇〇発注に係る下記工事（業務）について，〇〇地域維持型建設共同企業体協定書第 8 条の規定により，当企業体構成員が分担する工事（業務）の額を次のとおり定める。

ただし，分担工事（業務）の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があったときは，それに応じて分担の変更があったものとする。

記

1 工事（業務）の名称

2 分担工事（業務）額（消費税を含む。）

〇〇工事（業務）	〇〇建設株式会社	〇〇円
〇〇工事（業務）	〇〇建設株式会社	〇〇円

〇〇建設株式会社ほか〇社は，工事（業務）の分担について，上記のとおり定めたので，その証拠としてこの協定書〇通を作成し，各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印